

講演

ポーランドにおける刑罰政策の動向

エジイ・ヤシンスキ

須々木 主 一

米 山 哲 夫 訳

一、ポーランドでは新しい刑罰制度が施行されて一〇年以上になる。従って、この制度で採用された新しい法律上の諸機関、それらの実際の価値、その適用の動向を詳しく観察するためには、十分な時が経過していると思う。本稿はこれらの点について考えて行こうとするものだが、もっと正確に言えば、考察の中心は、刑事処分の適用の動向になる。

一九六九年に制定された刑法の基本的指針を概観するために、立法者が重大な犯罪と軽微な犯罪を別の方法で扱おうとしていたことをはじめに述べておこう。具体的に言えば、重大な犯罪を犯して有罪を宣告された者は自由刑を科せられるべきであり、

ポーランドにおける刑罰政策の動向

例外的ではあるが、死刑を科せられるべきである、危険性が高く、嫌悪感を抱かせ、あるいは固執性があると考えられる犯罪者たちには刑を加重して科すべきである、ということであった。後者には、暴力的な犯罪を犯す者および累犯者が含まれ、その中には、刑の執行を終えた後も保護観察 (protective supervision) に付し、あるいはまた保護観察に合わせて社会適応センター (social readaptation centre) に収容する、^{a)} というような特別の刑事処分を科せられるべき者もあるという。

しかし他方で、軽微な犯罪を犯した者には、寛大な刑事処分が科せられるべきであるとされた。場合によっては、手続を中

断させることもありうべきものと考えられた。軽微な犯罪の中には、非刑罰化の対象になったものもある。非刑罰化は、一九六七年に初めて実施され、一九七一年には大幅に行なわれたが、その場合、犯罪を違警罪 (transgressions) とし、管轄権を裁判所から違警罪を扱う行政委員会へ移すという方法がとられた。

刑法、行刑法、刑事訴訟法は、一九七〇年一月一日に施行された。しかし、刑事立法はこれらにかぎられない。七〇年代初めには二つの重要な法律が公布されている。一つは一九七一年五月二〇日公布の一連の法律の中にある違警罪法 (code of transgressions) (Dz. U. no 12, para 114-118) で、違警罪の法体系を作り上げている。もう一つは、一九七一年一〇月二六日公布の経済刑法 (financial penal code) (関税その他の租税に関する犯罪を取締るための法律' Dz. U. no 28, para 260) である。少なくとも成人に対する関係では、以上の法律の成立によって、ポーランドの刑事立法の法典化の過程は完了したと言える。少年 (一七歳未満の者) の刑事責任は、一九八二年一〇月二六日公布の少年事件の取扱ひに関する法律 (Dz. U. no 35, para 228) が施行された一九八三年五月一二日まで、一九三二年刑法および一九二八年刑事訴訟法 (両方とも何度か修正されたが) の規定に従っていた。

もし新たな諸規定の有効な用い方を学ぶのに必要な最低の期間と、すでに掲げたいいろいろな法律が施行された日時を考慮すると、一九七二年を、新しい刑法典が完全な形で決定された時期として、成人に対する刑罰政策を分析するための出発点とすべきであろう。

二、一九六九年刑法典の規定する裁判所による刑の適用の原則は非常に複雑であり、正にこの点で、現行法の諸規定がかなり成功したものになっているという形跡も示している。

議論をわかりやすくするために、この複雑な問題を少し整理してみよう。そこで、裁判所が刑を科す場合に従わなければならない規定を三つのグループに分けようと思う。第一グループは刑法 (および他の刑罰法規) の各則部分の規定で、それらが予想する犯罪の行為者に科すべき刑事制裁の種類と限界を定めている。第二グループは刑法 (または、経済刑法や刑法第三七章の軍に関する部分のように総則部分をもつ諸法令) の総則部分で、第一グループに属する諸規定の内容を修正するものである。この修正は、制裁の限界の変更、二つ以上ある制裁の選択基準、規定以外の刑事処分の適用可能性に関するものである。第三グループは、犯罪者に適用すべき刑事処分の種類と程度を選択する際に裁判所が従うべき諸原則を明らかにする規定である。

これらの法体系の本質的特徴は、特定の犯罪に対する特定の刑罰というルールを欠いているところにある。裁判所は常に刑罰を選択する必要性にせまられている。たとえば、まったく刑罰を適用すべきかどうか、手続の条件付中断 (conditional discontinuance of the proceedings) に止めるべきかどうか (そして時には、もし法令上許されるなら、刑の執行を断念すべきかどうか)。また、刑の言渡しの際にも、裁判所は、もう一つの主刑あるいは付加刑を併科すべきかどうか、罰金あるいは予防処分を行なうべきかどうかを決定しなければならぬ。では、このような選択をする場合に、裁判所が従うべき基準は何であろうか。この疑問に対する答は、刑法典、とりわけその五〇条に規定されている。ここには、裁判所が裁量によって刑を科す場合に考慮すべき基準が三つ書かれている。(一) 犯罪の社会的危険性の程度、(二) 刑の社会的効果、(三) 有罪を宣告された者への予防的・教育的効果。これらの基準は、新しい言葉使いをしてはいるが、結局は刑罰の古典的目的に相応したものになっている。第一のものは、正義の実現、すなわち、犯罪者の犯した「悪」に対して、その「悪」に匹敵する苦痛の形で応報を行なうことである。第二の目的は、一般予防、すなわち、当該犯罪者以外の者が犯罪を犯すのを予防するために犯罪者を罰するという趣旨である。刑罰の第三の目的は、特別予防、

すなわち、犯罪者に対する再犯予防効果である。

正義の原則を充足させることのむずかしさは、それが文字どおり「目には目を、歯には歯を」という原則ではないということが理解されれば、周知のことでもあり、ここで詳しく述べる必要はないだろう。ただ、犯罪者によって行なわれた「悪」の程度を、彼が被る苦痛に置きかえるための「客観的」あるいは「不変の」尺度がない、ということは指摘しておくべきだろうと思う。この尺度が変化しうるものであるということは、次の二つの場合によくわかる。一つは、同一犯罪に対して科せられる刑の程度を、時を違えて比較する場合である。そして、もっと重要なのは、法益ごとに、それが侵害された場合の刑を比較する場合である。そうすると次のことが明らかにになる。すなわち、同一法体系の枠内において、正しい応報という原則に基づいて様々な刑罰政策を追求しようということが。

刑法五〇条一項が一般予防というよりも刑の社会的効果と言ったのは偶然ではなかった。しかし、現行刑法典の草案の序 (Introduction) で行なわれている議論からは、草案作成者の考えていた社会的効果の意味が、将来犯罪を犯す虞れのある者に刑罰に対する恐怖心をうえつけることにあったことがわかる。

特別予防に関しては、有罪を宣告された者に対する予防と教

育という二つの効果が区別されたにすぎない。まず予防とは、刑法草案の序の議論から明らかなように、有罪を宣告された者を刑事施設に収容し、彼を社会から物理的に隔離することによって犯罪を行なえないようにし、あるいは死刑を適用することによって彼を社会から決定的に排除して犯罪を行なえないようにすることをいう。第二の語は自明である。つまり教育とは、有罪を宣告された者の態度や動機づけを変えて、彼が将来法の諸要請に応ずるようにすることを意味する。

刑法五〇条の一つの重大な欠点は、犯罪者の処遇方法を決定する際に裁判所が従うべき三つの独立の基準を、その一つ一つが衝突することなく同じ結論に到達させるだろうという仮定に基づいて列挙している点である。もし立法者が適当な時期に、それらの衝突の可能性に気づいていれば、右の基準は、その重要性に従って分類されるか、あるいは、それらの衝突を回避するための規定が設けられていたはずである。

私の主要な関心は裁判所の刑罰政策にあるので、特に重要なものは、法律書に書かれた学者の意見よりも、刑法五〇条一項の内容および解釈に関する最高裁判所の見解だということになる。

初めのうちは、刑法五〇条一項の基準はすべて平等である、というのが最高裁判所の立場だった。しかし、一九七五年、高

価な社会的財産の横領で有罪を宣告された犯罪者について、最高裁判所は、特別予防基準にふれることなく、応報および一般予防基準を用いることを勧告して、三者間の区別を認めたのである。一九七七年になると、最高裁判所が「正当な応報」を刑を科す場合の最も重要な基準と認めていることが明らかとなった。

「正当な応報」(行為の社会的危険性)という基準自体についてみても、強調点の変化が見られる。初め、行為の社会的危険性は、客観的要素と主観的要素を総合して考えるべきものとされたが、結局、客観的要素の一つである加害者によって惹き起された被害の大きさ、または彼の得た利益の大きさが重要だとされるようになった。

そこで、何故最高裁判所のとる立場が変わってきたのかという問題が起る。後に続く結果を見こして、この変更は裁判所の科す刑の著しい増加と関係がある、と言う者もある。

このことについては、少なくとも二つの説明が可能であろう。刑罰政策の厳格化の理由は、刑を科す場合に、裁判所が「応報」基準を用いることが多くなってきたからだ、とするのがその一つである。これは、刑法五〇条の三つの基準をすべて考慮すべきであるという勧告から「応報」へと強調点の変化が起ったまさにその時点で、刑が以前よりさらに厳しくなったと

いう事実によっても支持されるだろう。その時には、罰金と被害の程度の関係を密接にするという形で、責任をより客観的にすべきだ、ということも特に強調された。

第二の説明は、最高裁判所の立場を変えた二つの理由、すなわち、応報の強調と刑の厳格化が、両者とも第三の理由によってもたらされたものとみなす。応報の強調と刑の厳格化は、刑事司法機関に様々な基準を与える人々の中では、法的価値をさらに厳格化する過程であるとされる。しかしその厳格性というのは、我が国で行なわれる犯罪が社会的にさらに危険なものになったと考えられる場合か、犯罪者がさらに厳しい処遇を受けるべきだと考えられる場合に、おのずと明らかになるものであろう。

従って、刑法五〇条に述べられている基準はどれも、寛大な刑事政策または厳格な刑事政策と明瞭な関係をもっているわけではないことに注意すべきである。基準のうちのどれか一つに基づいて、ある犯罪者（犯罪）は寛大な刑事処分を必要としていると考えられる場合もあるかも知れないし、他方で、それと異なる犯罪者（犯罪）は、厳しい刑罰に値すると考えられるかも知れない。このように、刑罰政策の最終的な形式や種類は、寛大な処遇の「要求」と刑罰「相当性」の間のどこに線がひかれるかによって決まる。以上すべてを考慮すると、私は第二の

説明の方が第一の説明よりも優れていると思う。

本稿の初めの方で述べた例外はあるが、七〇年代のポーランドにおける刑事立法はかなり安定していた。こうした状況は八〇年代のそれとは対照的である。七〇年代後半の社会的・経済的危機の増大を反映して、八〇年代初頭には、ポーランド社会を二分するような激しい社会的・政治的抗争が起った。荒れ狂うストライキの時期と、新しく誕生しあるいは改革された労働組合との交渉や合意を経て、当局は、一九八一年二月一二日、戒厳令を布告することによって、この事態の收拾を図ろうとした。戒厳令は、一九八二年末まで効力があり、さらに一九八三年になっても数ヶ月延長されて、結局、一九八三年七月二日に廃止された。戒厳令下で刑事立法に加えられた規定のほとんどは廃止されたが、そのうちのいくつかは、一時的に特別立法によって残され、そのほかいくつかは現在の刑罰法規に編入された。

戒厳令下では、次のような規定が効力をもっていた。(一)、重大な犯罪を犯した一般市民および軍の工場あるいは軍の事業所で働く市民に対しては、軍法会議が管轄権を持つ。(二)、以前には適法であったいくつかの形態の行為が犯罪化された。たとえば、ストライキを組織しまたはそれに参加する行為、停止された組合活動を続行する行為。(三)、略式裁判手続で加重された刑

第一表 1972年と1983年に検察官の扱った犯罪に対して科せられた刑

刑種および刑期など	1972			1983		
	実 数	百分率	百分率	実 数	百分率	百分率
総計	169,477	100		142,039	100	
死刑	15	0.0		9	0.0	
自由刑(実刑)	63,546	37.5	100	40,407	28.5	100
3 月	344		0.5	146		0.4
3 月を超え 6 月未満	1,521		2.4	447		1.1
6 月	3,668		5.8	1,375		3.4
6 月を超え 1 年未満	9,919		15.6	2,719		6.7
1 年	16,018		25.1	8,886		22.0
1 年を超え 2 年未満	12,502		19.7	8,459		20.9
2 年	8,550		13.5	7,902		19.6
2 年を超え 3 年未満	2,345		3.7	2,470		6.1
3 年	3,869		6.1	3,571		8.8
3 年を超え 5 年以下	3,623		5.7	3,323		8.2
5 年を超え10年以下	1,018		1.6	904		2.2
10年を超え15年以下	129		0.2	144		0.4
25年	40		0.1	61		0.2
自由刑(執行猶予)	85,569	50.5	100	66,549	46.9	100
義務の賦課あり	36,880		43.1	21,733		32.6
義務の賦課なし	48,689		56.9	44,816		67.4
監視付	25,977		30.4	20,314		30.5
監視なし	59,592		69.4	46,235		69.5
3 月	497		0.6	118		0.2
3 月を超え 6 月未満	1,649		1.9	301		0.5
6 月	11,591		13.6	3,867		5.8
6 月を超え 1 年未満	25,311		29.6	8,950		13.4
1 年	31,229		36.6	31,871		47.9
1 年を超え 2 年未満	11,535		13.4	15,435		23.2
2 年	3,687		4.3	5,857		8.8
2 年を超え 3 年未満	37		0.0	86		0.1
3 年	33		0.0	64		0.1

ポーランドにおける
刑罰政策の動向

自由刑(総計)	149,115		100	106,956		100
罰金併科	91,054		61.1	78,482		73.4
罰金併科なし	58,061		38.9	28,472		26.6
自由刑に併科される罰金(額)	91,054		100	78,482		100
500ズロティ	3,178		3.5			
501—1000ズロティ	10,440		11.5			
1001—2000ズロティ	42,299		46.5	2,054		2.6
2001—5000ズロティ	28,609		31.3			
5001—10000ズロティ	5,013		5.5	16,861		21.5
10001—20000ズロティ	971		1.1	36,072		46.0
20001—50000ズロティ	467		0.5	19,981		25.4
50001ズロティ以上	77		0.1	3,514		4.5
自由制限刑	9,718	5.7	100	13,200	9.3	100
仕事を成し遂げる義務	3,702		38.1	4,584		34.7
労働報酬からの控除	5,713		58.8	7,627		57.8
就職指導	303		3.1	989		7.5
義務の賦課	1,151		11.8	720		5.5
義務の賦課なし	8,567		88.2	12,480		94.5
3月	509		5.2	169		1.3
3月を超え6月以下	4,028		41.4	1,776		13.5
6月を超え1年以下	4,805		49.5	7,541		57.1
1年を超え2年以下	376		3.9	3,714		28.1
罰金刑	10,356	6.1	100	21,191	14.9	100
500ズロティ	329		3.2			
501—1000ズロティ	1,104		10.7			
1001—2000ズロティ	4,785		46.1	442		2.1
2001—5000ズロティ	3,796		36.6			
5001—10000ズロティ	285		2.8	4,297		20.3
10001—20000ズロティ	38		0.4	10,971		51.8
20001ズロティ以上	19		0.2	5,481		25.8
付加刑のみ	14	0.0		412	0.3	
教育または矯正処分	103	0.1		81	0.0	
有罪宣告のみ、刑の賦科なし	156	0.1		190	0.1	

を科すことができる。四、法秩序を乱し、または国家の安全にとって有害な活動を行なう虞れがあると疑うに足りる者を拘留する権限が、行政当局に与えられる。

三、現行刑法が採用した新しい刑事処分の一つに手続の条件付中断 (conditional discontinuance of proceedings) がある。これは軽微な犯罪を犯した者を扱う手段として工夫されたもので、有罪の宣告と前科を回避することができる。中断は一年以上二年以下の範囲で行なわれ、次のような義務を課すことができる。たとえば、犯罪による被害の賠償、傷害を受けた者に対する口頭での謝罪、決められた仕事を行なうことまたは決められた社会的な諸目的のために貢献すること (二七条—二九条) である。手続の条件付中断は、予備審問の段階で検察官によって行なわれる場合と、刑事手続のその後の段階で裁判所によって行なわれる場合とがある。実際には、手続中断命令全体の八五—九〇パーセントを検察官が行なっている。手続中断命令は、概ねどの年も、有罪が確かだと思われる者の約一五—二〇パーセントについて行なわれた。最も適用が多かったのは、一九八〇—一九八一年の二三—二七パーセントである。

ほとんどの有罪宣告は、検察官 (public prosecutor) が裁判所に公訴を提起しそれを立証するという手続にひき続き行なわれた。一九七二年から八三年には、毎年およそ一五万から一七

万の有罪宣告があったが、恩赦が行なわれた年 (一九七四、七七、八三年) には、その数はやや減少し (およそ二万から一万五)、また、一九八一年には別の理由で減少している。一九八一年の恩赦は、戒厳令を布告する法律と一緒に一九八一年末に行なわれたので、一九八二年の有罪宣告数にあまり影響を与えていない。

これまで掲げた数とは別に、傷害を受けた者が私人訴追官 (private prosecutor) として裁判所に提起する犯罪に対する有罪宣告数が約三〇〇〇あった。これらの犯罪のほとんどは、暴行—ことばまたは身体的—であり、適用される刑事処分は通常罰金刑または自由制限刑 (limitation of liberty) である。しかし本稿では、検察官によって起訴され有罪宣告を受けた犯罪者の処遇方法に注目することにする。

四、第一表から明らかなように、死刑はごくわずかなケースに適用されるにすぎないが、法律家や犯罪学者の中には、ポーランド刑法に死刑が存在すること自体を強く批判する者がある。

裁判所が適用する刑事処分の中では、自由刑 (penalty of immediate deprivation of liberty) が死刑に次いで重い。

自由刑は何年何月という形で科せられ (三二条二項)、刑期は三月以上一五年以下 (三二条一項) と二五年を言渡すことが

できる。

自由刑の刑期について分析する場合には、次の四つの特徴に注意しなければならない。(一)一九八三年において、一年未満の自由刑は九人に一人にすぎない(一九七二年には四、五人に一人だった)。(二)一年以上二年未満の期間で定められた自由刑が最も多く適用されている(四〇パーセント以上、五〇パーセントに近い年もある)。(三)一九七五年から八三年の期間中、長期刑(三年以上の刑)を科せられたのは五人に一人(一九七二年には七人に一人)だった。(四)最も厳しい刑の言渡し(一〇年を超え一五年以下または二五年の刑)の実数は、一九七六年まで規則的に上昇したが、その後安定し、徐々に下降しはじめた。しかしなお、七〇年代初頭よりも多い。ただし、一九七五年以降、自由刑を科せられた者の総数は減少してきている。このことは特に強調すべきであろう。

最も多く適用される刑事処分は、自由刑の執行猶予(denprivation of liberty with conditional suspension of the execution)(刑法七三条)であった。

刑法七五条によれば、裁判所は自由刑の執行を猶予する場合とくにこの条文に規定されている一つ以上の義務を課することができる。裁判所がこの義務を課す頻度は最近ますます高くなってきている。しばしば課せられる義務は、「アルコールの濫用

を避けること」、「決められた仕事をし、または、決められた社会的な諸目的への貢献をなすこと」、「有給の仕事をし、学業を続けるか、職業に就く準備をすること」である。さらに興味深いのは、裁判所の課す義務の数が多くなってきていることである。換言すれば、裁判所の課す義務が一つだけの場合が少なくなってきているということである。このように、この点における裁判所の活動は活発になってきている。

課せられる義務とは関係なく、裁判所は、自由刑の執行を猶予する場合、「刑の言渡を受けた者を、指定された人、機関、または社会団体の監視の下に置くことができる」(七六条二項)。自由刑の執行を猶予された者のうち、こうした監視の下に置かれた者の割合は、七〇年代の初めの頃は一定していた(三〇—三二パーセント)が、一九七四年に上昇しはじめ、一九八〇年から八一年には四〇パーセント近くにまでなった。しかし、一九八二年から八三年には再び下降しはじめた(三〇—三二パーセント)。

裁判所は、故意犯については刑期二年以下、非故意犯については刑期三年以下を言渡す場合に、自由刑の執行を条件付で猶予することができる(七三条一項)。この場合に言渡す刑期の長さについても、一九七二年から八三年の間で明らかな変化が見られる。この変化は自由刑(実刑)の刑期の長さの変化に類

似している。要約すると次のことがいえるだろう。(一)、一年未満の刑の割合は著しく下降している(四五・七から一九・九パーセントへ)。(二)、一年の刑の場合に執行猶予は最も多く行なわれた(三六・六から四七・九パーセント)。(三)、一年を超え二年以下の刑の執行猶予が著しく増加した(一七・七から三二パーセントへ)。

自由刑には、実刑の場合も条件付猶予の場合も、罰金(場合によっては、義務も)を併科しうる。この場合の罰金額は五〇〇から一〇〇万ズロティ(三六条二項乃至四項)であったが、一九八二年の半ば以降、五〇〇〇から一〇〇万ズロティになった。残念ながら、ごく最近まで、(いくつかの犯罪の場合を除いて)司法統計は、罰金が実刑に併科されたのか猶予刑に併科されたのかを区別していなかった。自由刑を言渡される者が罰金を併科されることはきわめて多く、一九七二年には六一・一パーセント、八三年には七三・四パーセントになっている。一九七二年から八〇年の期間、一〇〇〇ズロティ以下の罰金は非常に少なかったが、わずか八年間で、その数は一万三六〇〇人から八二人に減少し、自由刑に併科される罰金刑の中に占める割合も一五・〇から〇・一パーセントへ減少した。

自由制限刑は新しい刑事処分の一つであり、紆余曲折を経た後実施されるようになった。まだその是非が議論されている時

期に、この刑事処分の言渡しは三倍に増え、一九八〇年には全言渡しの一八パーセントになった。しかし、ここ二、三年は減少傾向にあり、一九八三年には一九八〇年の半数に言渡されたにすぎない。この刑は、刑を言渡された者にいくつかの制限を科す。たとえば、居所を変えてはならない(三三条一項)というような。またさらに次の三つの形態で行なわれる。第一は、「月あたり二〇―五〇時間、公共の目的のために、無給で監視付の労働に従事する」義務である(三四条一項)。この形態の自由制限刑は、一九七二年には、この刑の言渡しを受けた者の三八・一パーセントを占めていたが、一九八三年には三四・七パーセントになっている。第二の形態は、社会主義的事業に雇われている者だけに適用され、国庫の利益のために、労働報酬の一〇―二五パーセントをカットする(三四条二項)というものである。一九七二年にはこの刑を言渡された者の五八・八パーセント、八三年には五七・八パーセントに適用された。第三の形態は「めったに使われないが」、適当な社会主義的事業と雇用関係のない者に対し、裁判所が、そこで労働に従事することを命じ、さらに労働報酬の一〇―二五パーセントをカットするというものである。しかしこれは、一九七二年に三・一パーセント、八三年には七・五パーセントに適用されたにすぎない。

自由制限刑は、三月以上二年以下の期間で決定されなければ

ならない（三三条一項）が、その下限の三月を言渡された者の割合は、一九七二年の五・二パーセントに比べ、最近では一・一―一・三パーセントにすぎない。言渡される頻度の高い期間が六月を超え一年以下である。一九八三年には、この刑を言渡された者の四人に一人が一年を超え二年以下の期間で決定されているが、一九七二年には二十五人に一人であった。自由刑、自由刑の執行猶予、自由刑に併科される罰金と同様に、自由制限刑もまた、程度の低いものが科せられるのはまれで、程度の高いもの、最高限のものが科せられることが非常に多いという顕著な傾向がみられる。

犯罪者に適用される独立の刑事処分としての罰金（三六条一項）にも同じような傾向が見られる。罰金刑は、五〇〇ズロティ以上二万五〇〇ズロティ以下の範囲で、すなわち、自由刑に併科される罰金よりもずっと狭い範囲で科せられることになっていた。一九八二年の半ば以降、この罰金の範囲は、五〇〇ズロティ以上一〇〇万ズロティ以下に引き上げられた。一九七二年から八三年の間に、この罰金の額に関しては、自由刑に併科される罰金の場合と同じような変化が起った（第一表）。

基本的な刑事処分についての議論を終るにあたり、二つのことを付け加えておこう。付加刑だけを科す（五五条）場合の九〇パーセントは一定の物件の没収であり、残りの一〇パーセン

トは自動車の運転の禁止である。教育的・矯正的処分（九条三項）としては、数十パーセントの割合でボースタル收容処分という一種の自由剝奪処分が行なわれる。これらの処分を科される者の約半数はプロベーション・オフィサーの監視下に置かれる。

五、次に、刑事処分の構成と適用範囲に関するデータから導かれるいくつかの一般的結論を述べよう。

ここでは、四つの見出しを用いて、簡単に結論を述べたいと思う（第二表）。これらの見出しは、統計的資料としては、ポーランドの刑罰制度の最も重要な面を示している。

最初の見出しは、警察によって認知された犯罪の程度について述べている。従来から、刑事処分が適用されるのは、この範囲の犯罪に対してであると考えられている。従って、もし刑事処分の発展を理解しようとするなら、犯罪の発展のもつ性質を調べなければならない。警察によって認知された犯罪の程度を決定する方法はいくつかある。（警察・検察統計から得られる）犯罪に関するデータを基礎にすることもできる。あるいは司法統計から一般的に得られる犯罪者に関するデータを基礎にすることもできる。

警察によって認知された重大な犯罪に関するデータは、一九七一年から八三年の統計年鑑に発表された犯罪の範囲に限定し

第二表 1970—1983の検察官の扱った犯罪の規模およびそれに対する刑事処分の動向

規 模		1970		1971		1972		1973	
		数	値	数	値	数	指 数	数	指 数
警察によって認知された犯罪	検挙人員 (人口10万人中)	1,304.2	1,449.2	1,146.4	100	1,064.6	92.9		
	重大な犯罪の検挙人員 (人口10万人中)	257.8	303.0	274.2	100	257.7	94.0		
警察によって認知された犯罪	有罪認定人員 (成人10万人中)	918.1	1,081.3	969.0	100	864.9	89.3		
	有罪宣告人員 (成人10万人中)	772.4	897.1	761.8	100	672.8	88.3		
警察によって認知された犯罪者の取扱い	重大な犯罪の有罪宣告人員 (成人10万人中)	18.5	19.9	20.8	100	22.4	107.7		
	全有罪宣告人員中 (%)	18.9	19.5	24.6	100	29.6	120.3		
	自由刑 (実刑) 宣告人員中 (%)	54.5	55.1	56.1	100	63.7	113.5		
	未決拘禁 自由刑以外の有罪宣告人員中 (%)	3.1	3.7	5.7	100	7.5	131.6		
刑事処分の構成	自由刑 (実刑) (全有罪宣告人員中%)	29.6	29.6	35.9	100	37.7	105.0		
	自由刑の執行猶予 (全有罪宣告人員中%)	43.5	43.4	49.4	100	42.8	86.6		
刑事処分の構成	監視処分 (自由刑の執行猶予人員中%)	29.6	29.6	29.8	100	30.3	101.7		
	自由刑に併科される罰金刑 (全有罪宣告人員中%)	56.8	62.2	60.6	100	60.1	99.2		
刑事処分の構成	自由制限刑 (全有罪宣告人員中%)	6.5	9.7	6.0	100	8.9	148.3		
	罰金刑 (全有罪宣告人員中%)	20.2	17.0	8.6	100	10.5	122.1		
刑事処分の重さ	合計	228.4	265.9	273.1	100	253.5	92.8		
	自由刑 (実刑) 1年以上 3年以上 5年以上	31.8	35.2	206.4	100	205.6	99.6		
社会主義経済機構における労働者1人あたりの平均月収 (学生を除く)	自由刑 (実刑) の平均刑期 (月)	19.17	18.94	19.39	100	22.06	113.8		
	自由刑に併科される罰金の平均額 (ズロチ)	10.09	10.77	11.43	100	12.51	109.4		
社会主義経済機構における労働者1人あたりの平均月収 (ズロチ)	自由刑に併科される罰金の平均額 (ズロチ)	2,602	2,711	3,003	100	3,723	124.0		
	罰金の平均額 (ズロチ)	2,310	2,716	2,676	100	3,481	130.1		
刑罰制度の厳格性	刑務所人口 (実数)	70,943	92,106		100				
	刑務所人口 (人口10万人中)	218	281		100				

1974			1975			1976			1977			1978		
数 値	指 数		数 値	指 数		数 値	指 数		数 値	指 数		数 値	指 数	
1,007.8	87.9		1,000.6	87.3	943.4	82.3	992.9	86.6	1,015.4	88.6				
242.5	88.4		805.0	95.2	251.9	91.9	261.6	95.4	269.2	98.2				
759.6	78.4		681.7	83.1	789.2	81.4	664.4	68.6	769.8	79.4				
632.2	83.0		22.3	89.5	659.5	86.6	557.5	73.2	630.5	82.8				
23.1	111.1		129.3	107.2	21.4	102.9	20.5	98.6	20.3	97.6				
31.8	129.3		29.8	121.1	28.6	116.3	30.6	124.4	29.0	117.9				
62.2	110.9		66.5	118.5	70.4	125.5	65.0	115.9	68.3	121.7				
9.7	170.2		8.6	150.9	10.4	182.5	11.4	200.0	9.6	168.4				
40.7	113.4		35.3	98.3	29.6	82.5	35.1	97.8	32.5	90.5				
37.2	75.3		36.3	73.5	37.2	75.3	35.3	71.5	35.3	71.5				
33.1	111.1		36.3	121.8	37.4	125.5	39.9	133.9	40.4	135.6				
64.2	105.9		65.7	108.4	68.1	112.4	71.7	118.3	69.1	114.0				
10.4	173.3		13.6	226.7	15.7	261.7	14.1	235.0	16.7	270.3				
11.6	134.9		14.6	169.8	17.4	202.3	15.3	177.9	15.2	176.7				
257.1	94.1		240.7	88.1	195.1	71.4	195.6	71.6	205.0	75.6				
217.6	105.4		212.0	102.7	174.6	84.6	176.2	85.4	188.1	91.1				
45.2	121.5		46.3	124.5	41.7	112.1	38.2	102.7	40.5	108.9				
8.5	166.7		8.6	168.6	8.4	164.7	6.9	135.3	6.5	127.5				
22.47	115.9		23.64	121.9	25.09	129.4	23.61	121.8	24.02	123.9				
13.05	114.2		13.61	119.1	14.16	123.9	14.72	128.8	15.20	133.0				
4,519	150.5		5,533	184.2	7,711	256.8	10,046	334.5	12,567	418.5				
3,723	139.1		4,316	161.3	5,999	224.2	7,340	274.3	9,242	345.4				
3,185	126.9		3,783	145.5	4,116	158.3	4,428	176.5	4,686	186.8				
			90,473	98.2	98,287	106.7	92,703	100.6	93,557	101.6				
			266	94.7	286	101.2	267	95.0	267	95.0				

1979			1980			1981			1982			1983		
数 値	指 数	数 値	指 数	数 値	指 数	数 値	指 数	数 値	指 数	数 値	指 数	数 値	指 数	数 値
957.0	83.5	949.8	82.9	1,057.8	92.3	1,204.1	105.3	1,274.2	111.1					
250.4	91.3	256.9	93.7	371.6	135.5	405.1	147.7	424.4	154.8					
759.0	78.3	778.8	80.4	656.1	67.7	721.9	74.5	696.1	71.8					
608.4	79.9	599.5	78.7	496.7	65.2	580.6	76.2	553.3	72.6					
19.4	93.3	19.7	94.7	17.9	86.1	17.5	84.1	14.7	70.7					
27.9	113.4	26.3	106.9											
69.3	123.5	68.7	122.5											
8.8	154.4	8.8	154.4											
31.0	86.4	28.7	79.9	24.8	69.1	25.6	71.3	27.7	77.2					
35.3	71.5	37.5	75.9	43.9	88.9	45.5	92.1	45.9	92.9					
38.3	128.5	38.5	129.2	38.6	129.5	30.2	101.3	30.4	102.0					
68.0	112.2	68.2	112.5	68.3	112.7	74.0	122.1	73.0	120.5					
18.0	300.0	18.5	308.3	15.9	265.0	11.6	193.3	9.5	158.3					
15.3	177.9	14.8	172.1	14.9	173.3	16.8	195.3	16.4	190.7					
188.2	69.2	172.2	63.1	123.4	45.2	148.6	54.4	153.3	56.1					
172.5	83.6	156.4	75.8	109.9	53.2	129.8	62.9	135.5	65.6					
39.9	107.3	38.2	102.7	21.1	56.7	37.5	100.8	30.4	81.7					
6.5	127.5	6.1	119.6	5.0	98.0	4.9	96.1	4.2	82.4					
24.54	126.6	24.96	128.7	24.90	128.4	24.80	127.9	23.53	121.4					
14.80	129.5	14.94	130.7	14.23	124.5	13.52	118.3	13.55	118.5					
14.463	481.6	15.713	523.2	14.629	487.1	15.254	508.0	18.849	627.7					
10,564	394.8	12,740	474.6	11,483	429.1	13,824	516.6	17,379	649.4					
5,100	203.3	5,789	230.7	7,375	293.9	11,138	443.9	13,966	556.6					
105,205	114.2	105,509	114.6	83,456	90.6	77,870	84.5	83,065	90.2					
298	106.0	297	105.7	232	82.6	215	76.5	227	80.8					

である。その刑の言渡しの際は、立法者が最も重大な犯罪とした行為に対する刑の言渡しの数から比較的容易に測定することができる（刑法五条）。ここに掲げるすべての数値は、人口一〇万人に対する割合（警察によって認知された犯罪に関するデータ）で、または、成人人口一〇万人に対する割合（刑の言渡しに関するデータ）で示されている。

これらの割合からその変化を比較してみると、二つの結論が導かれる。第一に、警察によって認知された重大な犯罪の数は、七〇年代中は、公判に付された犯罪者の数と同様、多少の変化はあるが、ほとんど同一レベルで推移していた。警察によって認知された犯罪全体の割合は、三つの方法で測定された。すなわち、警察によって認知された犯罪の割合、有罪認定を受けた者の割合、刑の言渡しを受けた者の割合である。これらは、二つの周知の見解が適切であることを証明している。第一の見解は、刑事事件が一連の刑事司法制度（警察・検察・裁判所）を進むにつれて、警察によって認知された犯罪の規模は小さくなるとするものであり、第二の見解は、重大な犯罪の場合、そのような変化を受けにくいというものである。

八〇年代に入って、いくつかの新しい現象が起ってきた。警察によって認知された犯罪のうちある特定の重大な犯罪の数が急激に増加したというのがその一つである。重大な犯罪の増加

は、破壊犯や侵入犯 (breaking and entering offences) の増加によるものであった。しかしそれとは逆に、重大な犯罪で有罪認定を受けた者の数も、有罪宣告を受けた者の数も増加していない。報告された犯罪の数とそれに対する反作用の数との間に関連性のないことから、第二の結論を導くことができる。それは右に述べた犯罪の割合を比較して導かれる。それは、刑事処分の構成および軽重の変化が、警察によって認知された犯罪の程度および性格の変化に相応して起るものではないという意見が正しいことを示している。こうした変化は、法的価値の変化に由来する。法への明白な敵対にはどんな種類の刑罰的反作用が「適切な」応答になるか、どんな刑罰が犯罪の社会的危険性の量と重い刑罰のもつ一般予防効果に対する信念にとって「十分」といえるか、というような問題に関する意見の高まりの中に、法的価値の変化は読みとれる。

未決拘禁の適用に関するデータは、有罪宣告を受ける時点で、四人に一人は未決拘禁を経験してきたことを示している。予想どおり、後に裁判所が自由刑を科することになる者には共通の経験であった。

第二表の三番目に記載されたデータ（刑事処分の構成および適用状況に関するもの）は、刑事処分の推移を示している。ここでは、自由刑の言渡しが制限的に行なわれるようになってき

ており、自由刑の執行猶予の言渡し数がそれにも増して減少していることがわかる。前者については、ポーランドの刑事司法制度において必要とされているものは何かということ、すなわち、自由の剝奪を伴う刑をできるだけ減らし、自由の剝奪を伴わない刑の適用を増加させることが必要だということが、言葉による説明としてだけではなく、現実の刑の言渡しにおいて行なわれるようになってきた兆候と考えてよいだろう。後者に関してははっきりした態度をとるのがむずかしい。それは次のような理由による。すなわち、一九七二年から八三年という期間には、自由刑の執行猶予の言渡し割合の低下によって特徴づけられるばかりではなく、それに伴う監視処分や義務命令の割合の増加、義務の数の増加、併科される罰金とその額の増加によっても特徴づけられることを思い出すべきだからである。

次に、刑事処分の適用の割合を測定してみよう。第二表の四番目には二つのグループが示されている。第一グループは、成人人口一〇万人中自由刑を言渡された者の数を示したものであり、第二グループはその他の刑種の平均値を示している。

右のデータについては、二つの相矛盾する動向に注目することができると思う。一つは自由刑の適用を制限する流れであり、それは自由刑の言渡し数の低下からよくわかる。その数は、(成人人口一〇万人中) 二七・三・一人(一九七二年) から一七

二・二人(一九八〇年)へ、つまり三七パーセントも低下している。もう一つ逆の方向の流れは、長期の自由刑、すなわち三年以上、そして特に五年以上の言渡しの「割合」に表われている。

わずか四年間で、自由刑の刑期の平均値は一九七二年の一九月余りから一九七六年の二五月余りへと約六ヶ月も長くなった。この高いレベルはその後数年続き、一九八三年にはわずかに低下した。

刑の上昇傾向は、自由刑の執行猶予の場合の刑期の平均値が、一九七二年の約一二月から一九八〇年の約一五月へ二五パーセントも上昇していることから明らかである。この上昇はきわめて不合理である。なぜなら、この刑はほとんどの場合執行する必要がないというのが周知の事実だからである。それと同時に、以前のような刑期で科された刑に効果がなく、刑期を長くした場合の方がより効果的であったという証拠は何もない。

第二表の四番目の下二列にある平均値は、二種類の罰金(自由刑に併科されるものと独立のもの)の程度を示している。この数値は七〇年代のポーランドにおける貨幣価値の著しい低下を念頭に置いて分析しなければならない。そのため、第二表の次の部分には、我が国の社会主義経済機構における平均月収を示した。

一九七二年から八〇年の間に、月収は二倍以上になった。しかし罰金は五倍になった。一九七二年当時、罰金の平均値は月収と同じかそれを少し上まわる程度だったが、一九八〇年には、独立の罰金の場合月収の二倍以上、自由刑に併科される罰金では月収の三倍にも達し、罰金による圧迫は著しく増加した。最近三年間（一九八一―八三）になってようやく、罰金の平均値の上昇は、名目賃金の上昇より少なくなり始めた。しかしながらこのことは、罰金の圧迫が以前より少なくなったことを意味するものではない。生活費の上昇は賃金の上昇よりも激しく、同額の罰金でも、現在は一、二年前に比べて重い負担になっている。

第二表の最後の部分は、ポーランドの刑務所人口を示している。これには、受刑者および未決拘禁者が含まれる。五〇年代の終りから六〇年代にかけて、刑務所総人口は九万人から一〇万人（人口一〇万人中三〇〇人から三三〇人）の間で安定していた。恩赦によってその数は時々減少した（一九五六年、六四年、六九年）。七〇年代も、状況に本質的な変化はなかった（恩赦は一九七四年、七七年に行なわれた）。一九八〇年から八一年にかけて、自由刑の執行政策は、主に仮釈放の拡大によって変化した。未決拘禁に関する検察官の政策も変った。その結果、一九八一年の刑務所人口はかなり減少した。その後二年

ポーランドにおける刑罰政策の動向

間、一九八一年と八三年に続いて行なわれた二度の恩赦によって、また、一九八二年にも戒厳令で導入された予防検束（*Préventif*）の影響で、刑務所人口は比較的低いレベルに止まった。

他のヨーロッパ諸国に比べて、ポーランドは多数の刑務所人口をかかえている。東ドイツやチェコも同じような拘禁率を示しているようであるが、ハンガリー、ブルガリア、ユーゴの拘禁率はずっと低い。大部分の西ヨーロッパ諸国では、ポーランドの二分の一か三分の一以下の拘禁率しか示していない。それは、わが国の現行刑罰制度の厳しさを物語るものである。

ポーランドにおける刑罰政策の動向に関する議論を終るにあたり、一つだけ一般的な所見を述べておこう。過去三〇年間の刑罰政策の発展を振り返ると、二つの特徴がはっきりと見えてくる。第一は、多少の紆余曲折や障害がなかったわけではないが、個々の刑事処分が徐々に重くなる傾向が見られたということである。第二の特徴は、刑を言渡される者に、同時に何種類かの刑罰を科すことによって、これらの相乗的效果を得ようとする傾向が見られたことである。この傾向は六〇年代にも見られた。しかし、それは、現行法の規定によってさらに著しいものとなった。現行法の規定は、この面で、新しくさらに大きな可能性を開いたのである。刑罰政策におけるこのような傾向は、

その有効性と倫理的正当性に関して、いくつかの疑問を生じさせる。それは、ポーランドにおける刑事処分が、ますますその価値を落とす過程をたどってきたという印象を与えるように思う。同一の刑罰政策の目標を達成するためには、まるで、常に刑事処分の数も量も増やしていかなければならないかのように見える。もっと寛大な刑事処分を用いることによって、もっと早く同様の結果が得られるときにそのように価値を低下させるようなことが本当に行なわれるのかどうか、最も疑問とされるところである。いろいろの形態の抑圧的な処分が、別の用い方を検討されないまま、累積的に用いられていることから明らかに、ポーランドにおける現在の刑罰政策を特徴づけているのは正に浪費であるという印象を誰も避けることができないだろう。将来ポーランドにおける刑罰政策を発展させるためには、根本的な分析と段階的な方向転換が必要である。